

栃木市介護施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市介護施設等物価高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響による物価の高騰を受け、介護施設等における食事の提供に要する経費の負担が増加していることから、介護施設等を運営する者に対し、その経費の一部を補助することにより、介護施設等を運営する者及びその利用者の負担を軽減することを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において、次の各号に掲げる施設（以下「補助対象施設」という。）のいずれかを運営する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第11項に規定する特定施設
- (2) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設
- (3) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (4) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(5) 法第 8 条第 2 9 項に規定する介護医療院

(6) 法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
を行う施設

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に、市内に存する
補助対象施設において提供した食事の提供に要する経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、1 人につき 1 日 4 0 円を補助基本額とし、これに食
事を提供した延べ人数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市介護施設等物価高騰対
策事業費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、令和
5 年 3 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 食事を提供した延べ人数が分かる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の請求)

第 7 条 規則第 9 条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、交
付決定通知書の写しとする。

(実績報告)

第 8 条 この補助金については、規則第 1 0 条ただし書きの規定により、実
績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第6条関係）

栃木市介護施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市介護施設等物価高騰対策事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

（申請者） 所在地 名称 代表者氏名	
補助対象施設の名称	
補助対象施設の所在地	栃木市
食事を提供した 延べ人数 （月～月分）	人
補助金申請額	円
添付書類	